

令和6年第3回定例町議会 行政報告（追加）

令和6年9月9日提出

本日、追加提案させていただきます議案第6号の「財産の取得について（追認）」は、令和6年度当初予算で10款教育費、2項小学校費、教育振興費の消耗品費に計上し、予算議決いただいた案件でございます。

令和6年度に使用する小学校の教科書改訂に伴い、小学校教師用教科書及び指導書を購入するために、令和6年4月1日に業者と見積合わせを行い、同日付けで契約を締結したところであります。

本件は予定価格が700万円以上の物品の購入契約であるため、本来でありますと、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るべきところでありましたが、大変遺憾ながら、その点を失念いたしまして、議会の議決を得ずに契約を進めてしまったものでございます。

このため、本契約を令和6年4月1日にさかのぼって有効とすることについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、改めて議会の議決を得ようとするものであります。

法令に基づく行政を推進する立場にありながら、こうした事態を招いてしまったことを深くおわびいたします。

今後、このようなことを繰り返さぬように、契約事務や財務事務に関する基本的な法令について、改めて職員へ制度周知を行い、再発防止に万全を期してまいります。

なお、理事者として、地方自治法の規定に反して事業を進めたことの責任を重く受けとめ、責任の所在を明らかにすることから、関連議案として給与減額の条例提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。